

救助契約書制定趣意書

昭和 22 年 制定

救助契約書制定趣意書

終戦後沈没船及び積荷等の引揚作業が漸次盛んとなつて來たが、其依頼者には以前と異つて主として船主が之に當り又それを引受けたる救助會社の方も新設の爲め仕事に不馴のものが多く、其の結果往々不合理な契約が行はれて、實際上不便が少くない。そこで之を防ぐ爲めに標準的な契約書を制定する必要があるといふ声が強くなり遂に昭和廿一年八月廿九日開催の當所第五回常務理事會に於て特別委員會を設置し、其の審議を委嘱することに決定委員として左記十一代を選任した。

村上祥一郎(三菱造船) 加藤清忠(三井造船) 松尾秋美(播磨造船)
三宅徳三郎(川崎汽船) 今場好三郎(山下汽船) 鈴木豊正(山下汽船)
松本一郎(辰馬汽船) 藤田和太郎(日本郵船) 菅沼武雄(大阪商船)
光藤丘(同和火災) 三田次郎(東京海上)

而して同委員會は九月六日第二回の會合を開催して委員長に三田次郎代を推し、爾後審議を重ねること十四同年十二月十七日まで漸く最終案を決定した。然し慎重を期する上から更に此の案文に付救助會社方面と連絡して、其の了解を求める上同月末より書式を確定して印刷に附することとなつたのである。前述の如く本契約書制定の主たる目的は戦後の新事態に即して救助契約上の紛議を防止し以て業界の不安を除去するといふにあつたのであるが、同時に時代の要請に應じて様式の簡化化

三田代議長席に着き、業界の實情に鑑み本件草案を早急に確定し度き旨希望し今後毎週水曜日午後一時より連續開催することに決定、次いで議事に入り前回決定せる日本海難救助會社制定の救助契約書を逐條的に検討することとす。而して先づ第一号書式(實費主義)と第二号書式(請負主義)とを原案通り別個に区別するか又は一本達とするかの問題あるも印刷用紙等現下の實情をも考慮して出来得れば一本達とすることとして第一号書式を中心に審議を進行す。

内容の平易化を計つた結果その條項や用語の中には從来と異つたものや特別の意味を含ましめたものが少くない。依つて以下逐條的に説明を加へて其の趣旨を明かにし以て契約書利用者の参考に資することとするがそれに就いて先づ第一に注意して置き度りことは本著式が所謂「不成功無報酬」(no cure-no pay)の主義を根本精神として居ることで此の虎ロイド書式と同様である。

第一條引渡期日及ビ場所　二ハ該處ニ本船及ビ積荷ノ救助作業ニ終事ミテ契約締結ノ日ヨリ向フ日以内ニ本船ヲ救助ノ上　ミ回航シ安全ナ浮揚状態デコレラ繫留シテ甲又ハ
甲ノ指図人ニ引渡ス
二ハ現場デ灘取りシタ積荷ハ　テ引航ノ上日又ハヨリ指図人ニ引渡シ本船又ハ残
存入ル積荷ハ有姿ノ儘本船ト共ニ甲又ハ甲ノ指図人ニ引渡ス
「安全ナ浮揚状態」とは普通の状況の下に於て特別の手段を施さずとも安全に浮揚して居る状態の意味で或は最近の沈船の場合の如きは引渡の際財保し得る程度のものに非程ば船主と一にて不安なる故其の保證として引渡の際専門家のサレベイメントを附すこととしては如何との提言もあつてが斯る場合サレベイメントを添附することは附保の絶対的條件ではないから一般的でなく且つ具体的に安全性を保障することは實際問題として困難を伴ふので採用されなかつた次第である。尚「繫留」とは岸壁に繫ぐ場合は勿論錨を下した場合をも含めた意味である。

第二條 約前、作業 本契約締結前既ニ乙ガ本船又ハ積荷ニ對シ救助作業ニ着手シタ場合デモソ

ノ作業ニ付ナハ本契約、條項ヲ準用スル

本船は契約締結前に依つて行はれた救助作業に關して問題の生ずることを防ぐ爲め設けたものでロイド承ム第一條末段と同一趣旨に當づるものである。

第三條 作業期間延長 第一條、期間内ニ本船及ビ積荷、救助が完了シナイ場合デモ救助成功、見込ガアルトキハ甲乙協議、上テ相當期間コレヲ延長スルコトガザギル

第四條 作業上ノ必要處置 乙又ハ乙ノ使用人ハ本船救助作業上ニ要ガアルト認メタトキハ甲又ハ甲ノ代理人ト協議、上賃償ヲ本船ノ機関及び属具ヲ使用スル外投荷ヲシ若シクハ船体及び機関ノ一部ヲ取外シ又ハ切取り或ハコレニ加工スルコトガザギル

前項ノ場合生ジタ損害其ノ他救助作業中本船及ビ積荷ニ生ジタ損害ニ對シテハ乙ハ賠償ノ責ニ付シナリ

作業中第三者が乙又は乙の使用人により損害を受けた場合乙を相手として交渉円滑に進行し難く甲は直接作業に從事せざる關係上之と交渉する方解決容易であり而して期る場合その費用は救助費用中に計上されるのが例であるから、本條に是非此の点に関する規定を設け、實り度いとの點に於けること多かるべきを以て「出来得ル限り」と緩和して実情に合はせた次第である。

第五條 報告義務 乙ハ本船救助作業中出来得ル限り毎日本船ノ状態及び作業、状況ヲ甲ニ報告シナケレバナラナイ

作業の進行状態を知ることは甲としての重大関心事なる故本条ならば乙は毎日報告をなすを至當とするも最近の社會情勢にては意の如くならざること多かるべきを以て「出来得ル限り」と緩和して実情に合はせた次第である。

第六條 救助報酬金一支持 乙が本船及び積荷ノ救助ニ成功シ本契約ニ依ル義務ヲ履行シタトキハ甲ハ救助報酬金トシテ金

保険契約上推定全額ヲ構成シタ場合ハ救助報酬金ハ本船ト積荷ノ救助價額ノ合計額ヲ限度トシ救助價額ト共ニ甲乙協議ノ上テコレヲ定メル

甲に依る救助報酬金の支拂遲延に対する保護する條項を設くべしとの議論も成立つ訳であるが實際上大して問題なき故其條項となつた。尤も茲に云ふ「遲滞ナク」は「直チニ」の意味であつて之に依り幾分乙の立場を保護することが出来よう。

第七條 救助報酬金額ノ決定 前條ノ救助報酬金額、定メガナカツタトキハ乙が本作業ノ為ニモニ

タ実費、外本船並ビニ積荷ノ救助價額、ノ羅ナレタ危険作業日数短縮ノ程度作業ノ難易及び乙ノ救助員並ビニ財産(救助船及ビ道具)ノ羅サレタ危険等ヲ斟酌シテコレヲ定メル

船ト積荷トノ救助價額ノ合計額ヲ限度トシ救助價額ト共ニ甲乙協議ノ上テコレヲ定メル

本契約書は「不成功無報酬」を根本方針として居ることは既述の通りであるが報酬金支拂の時期に關して契約時に其の額を決定する場合と作業終了後に要したる実費支拂の場合、とがある訳で第十六條は前者、本條は後者に對する規定である。而してその主旨とする所は実費以外の所謂「報酬金」に付てはこに當然の請求権なきことを明確にした点である。

第八條(一部救助)乙が誠實ニ且ツ相當ノ注意ヲ以テ本船ノ救助作業ニ從事ニタニモ拘ラズ本船ノ救助が不成功ニ歸ニ本船及ビ積荷ノ救助ヲ打切ツタ場合ハ甲ハ乙ニ對シ救助シタ物件ノ價額、合計額、%ヲ限度トシテ乙が本作業ノ為メニ要シタ費用ヲ支拂ハナケレバナラ

ナイ

前項、價額ハ甲乙協議、上デコレラ定メル

「相當ノ注意」とはロイドホームに於ける“an ordinary skill and care”の意味である。尚「救助ノ成功」は第一條第一項の規定に依つて明かで從つて之を完了しなけり場合合はれて救助不成功となる訳である。

第九條(契約解除)乙が著シク本契約ノ義務ニ違反シタトキハ甲ハ何時デモ本契約ヲ無償テ解除スルコトガデキル

群小救助業者の簇出した今日に於ては故意に作業を遅延させて不當な実費を請求すると云ふ悪徳業者の出現も予想されるので、之に對し船主の立場を擁護する必要がある。本條に於ける「乙ノ著シイ義務違反」とは斯る特別の場合を指すものである。

第十條(規定外事項)本契約ニ規定シテキナ一事項ニ付テハ其ノ都度甲乙協議、上デコレラ定メル
第十一條(仲裁)本契約ニ関シテ甲乙兩當事者間ニ争ラ生ジタトキハ双方ハ社団法人日本海運集會所ニ仲裁判断ヲ依頼シソノ仲裁人ノ裁定ヲ最終ノモノトシテコレニ從フ

當事者、一方ガ相手方ニ對シテ前項仲裁判断ノ共同依頼ヲ提案シ二週間ヲ経過シテモ相手方がソノ手續ヲトランナイトキハ右當事者ハ單独ニソノ仲裁判断ヲ社団法人日本海運集會所ニ依頼スルコトガデキル。此ノ場合相手方ハコレニ對シ異議ヲ申立テルコトガデキナイ。仲裁人、選定其他仲裁手續ニ関スル一切ノ事項ハ社団法人日本海運集會所、定メル所ニ依ル。

右ニ開スル訴訟、管轄ハ神戸地方裁判所トヘル

當所制定に係る定期傭船契約書第三十七條、運送契約書第二十條、運航委託契約書第十四條と同一の規定である。

昭和廿二年二月

社團 日本海運集會所

法人